

注文書

自動車用

(売主)

契約No. P0KG5251

2020 年 12 月 14 日

株式会社スマートトラック

御中

(注文主)

福岡県福岡市博多区下川端町2番1号
博多座・西銀ビルJ A三井リース九州株式会社
サプライヤー営業部長
沼崎 茂

下記ならびに裏面の売買条件にて、注文いたします。折返し請書をご送付下さい。

物件名 仕様 型式	日野 小型ドライバン (跳ね上げPG) 2RG-XZU710	1台
付属品		
引渡期限	2021 年 1 月 12 日	
借主	株式会社牡丹	
自動車税納税義務者	J A三井リース九州株式会社	
納車予定場所 及び納車先	福岡県糟屋郡粕屋町原町1丁目3-25-202 株式会社牡丹	
引渡条件	登録・納車・検収渡し	

代金	4,911,500 (円・消費税等込)	
代金支払条件	開始月末起算21日目現金払	
その他の条件	以下余白	

(※) 引渡完了日が上記「引渡期限」の属する月以外の月となった場合には、自動車税は当該変更後の月に応じた金額に変更されるものとします。

2020 年 12 月 14 日

引取保証契約書

買主（甲）株式会社ウシジマ

売主（乙）ＪＡ三井リース九州株式会社

福岡県福岡市博多区下川端町2番1号

ＪＡ三井リース九州株式会社

サプライヤー営業部長 沼崎 茂



甲及び乙は、乙が要目表（以下表という）（1）記載の賃借人（以下ユーザーという）との間で締結した表（2）記載の自動車リース契約（以下リース契約という）における表（3）記載のリース物件（以下本物件という）の引取保証に関して、次の通り引取保証契約（以下本契約という）を締結する。なお、本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名（署名）捺印の上、各1通を保有する。

要 目 表			
(1)	賃 借 人	株式会社牡丹	
(2)	リース契約	契 約 日 : 2020年12月14日 契 約 No : P0KG5251 リ ー ス 期 間 : 24ヶ月 リース開始予定日 : 2021年1月12日 月 額 リ ー ス 料 : 金128,510円（消費税額別）	
(3)	リース物件	日野 小型ドライバン（跳ね上げPG） 1台	
		設 置 場 所	車検証記載通り
(4)	リース契約の終了事由	リース期間の満了	
(5)	売 買 代 金	残価金額：2,295,000円（消費税額別）	
(6)	支 払 条 件	支 払 期 日 : 売買成立日の属する月の翌月末日 支 払 方 法 : 銀行振込	
(7)	特 約 事 項		

買取保証に関する覚書

2020 年 12 月 14 日

(甲) 株式会社ウシジマ

(乙) JA三井リース九州株式会社

福岡県福岡市博多区下川端町 2 番 1 号

J A 三 井 リ ー ス 九 州 株 式 会 社

サプライヤー営業部長 沼崎 茂



株式会社ウシジマ(以下甲という)とJA三井リース九州株式会社(以下乙という)とは、乙と、株式会社牡丹(以下丙という)との間に締結された自動車リース契約書(契約番号、詳細は下記記載の通り、以下原契約という)に関し、次の通り覚書を締結し、これを証するため本覚書 2 通を作成し、甲・乙各自記名捺印の上、各 1 通を保有する。

【対象契約の表示】

契約日 : 2020 年 12 月 14 日

契約番号: P0KG5251

物件名 : 日野 小型ドライバン (跳ね上げ PG)

第 1 条

甲及び乙は原契約期間中、丙の信用状態に留意し、入手した情報を相互に提供します。

第 2 条

丙が原契約第 23 条に記載する各号の一つに該当し、乙が原契約を解除した場合、又は丙が原契約特約条項第 2 項により原契約を解除したときは、甲は乙の要請に従い、以下の要領に従って乙よりリース物件(以下物件という。)を買取るものとします。

① 甲の買取条件

物件が存在し、甲乙がその場所を認識していること。

物件が乗用・運行に供し得る状態であること。

② 甲の買取価格算出方法

買取価格＝規定損害金－残リース料について乙が算出する未経過金利相当額

※規定損害金とは、原契約要目表(13)に記載の基本額から支払済みリース料の合計を控除した後の残額をいう。

※残リース料とは、原契約解除日において、原契約第 3 条及び契約要目表(3)に定める支払日が到来していないリース料をいう。

③ 支払条件

物件引渡翌月末現金支払い。